

議案第 2 号

野田市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

野田市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市特別会計条例の一部を改正する条例

野田市特別会計条例（昭和 39 年野田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 2 条中「前条第 4 号」を「前条第 3 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の野田市特別会計条例第 1 条第 2 号の野田市用地取得特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

提案理由

野田市用地取得特別会計を廃止することに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市特別会計条例（昭和39年野田市条例第6号）

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。 (1) (略) (削る。) (2)～(4) (略) (弾力条項の適用) 第2条 前条第3号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。 (1) (略) (2) <u>野田市用地取得特別会計</u> <u>用地取得事業</u> (3)～(5) (略) (弾力条項の適用) 第2条 前条第4号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。